

純国産絹マーク運用基準

令和7年3月31日付け令6蚕第353号
一般財団法人大日本蚕糸会

純国産絹マーク使用許諾の手続きは、純国産絹マーク管理規程並びに着物、帯及び帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程（以下「特例管理規程」という。）に定めるほか、この運用基準によることとする。

1. マークの使用申請の手続き

(1) 純国産絹マーク（以下「マーク」という。）の使用申請

マークの使用を希望する者は、純国産絹マーク使用許諾が必要となるので、下記の申請先に申請する。

(申請先) 所在地 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館6F

名称 一般財団法人大日本蚕糸会

電話 03-3214-3500 FAX 03-3214-3415

(2) 純国産絹マーク使用許諾申請資格者

蚕糸業（養蚕農家・製糸業者）と織物業者・流通業者等が提携によって開発されたなど、生産履歴が明確な製品であって、国産の繭又は生糸の特徴又は希少性が活かされたものの開発・生産に取り組むこととする。

(3) 純国産絹マーク使用許諾申請書の提出

マークの使用の許諾を受けようとする者は、別紙様式1により次の事項等を記載した純国産絹マーク使用許諾申請書を一般財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）に提出する。

なお、蚕糸会は、純国産絹マーク使用許諾申請書を受けたときは、その審査に当たり、関係試験研究機関、織物産地組合その他の学識経験者等に意見を聴することができる。

ア 製品の種類

製品の種類を記入する。

和装品 白生地、反物、帯、裏絹、和装小物等

洋装品 スーツ、セーター、ブラウス等

寝具寝装品 ふとん、ふとんカバー、敷布、タオルケット、毛布、寝衣等

絹糸 生糸、絹糸

イ 生産履歴

製品に添付するマークには製品名と生産履歴を表示することとし、履歴内容を次の記入例を参考として記入する。

※製品名：(許諾される製品名) ※必須事項

蚕品種：○○○

※繭生産：JA○○または○○県○○○管内養蚕農家

※製糸：○○○

※製織：(株)○○○（「絹糸」、製糸会社の生糸については対象外）

：

：

染色加工 (株)○○○

ウ 製品開発企画等の添付

純国産絹マーク使用許諾申請書の添付資料として、製品生産計画及び製品毎の生糸使用見込数量とともに、開発した製品の特徴、セールスポイント等を記載した製品開発企画（別紙様式2）及び生産・販売計画（別紙様式3）を提出することとする。

なお、特例管理規程に該当する場合は、絹以外の部材の種類（使用する部材等の名称）、使用割合等を特例管理規程別添特例様式に記載し、提出することとする。

2. 許諾の手続き

(1) マークの使用許諾契約書の締結

ア 蚕糸会は、申請書、製品開発企画等を基に審査し、適当と認められる場合は、申請者に別紙様式4純国産絹マーク使用許諾契約書の案を2通送付する。

イ 申請者は、純国産絹マーク使用許諾契約書及び純国産絹マーク運用基準の記載事項を確認の上、2通とも署名捺印して、蚕糸会に送付する。

ウ 蚕糸会は、純国産絹マーク使用許諾契約書2通に捺印し、そのうち1通を申請者に返送する。

(2) 証紙交付申請書の提出

マークの使用が許諾された者は、速やかに純国産マークの証紙交付申請書（別紙様式5）を事務局に提出しなければならない。

なお、証紙の交付は、「純国産絹マーク証紙の交付について」に定める手続きによるものとする。

(3) マークのポスター等への使用

マークは、ポスター、チラシ、ホームページ等のPR 資材に印刷して使用する場合には、前もって、そのデザイン見本を蚕糸会に提出し、了解を得ることとする。

3. 付加表示

生産履歴とは別に織物の素材や織物の特性、染色等の加工の種類、デザイン特性等をタグの裏面等に併せて表示する場合には、前もって、その内容、表示の方法等を蚕糸会に提出し、了解を得ることとする。

4. マークの使用管理

(1) マークの使用を許諾された者は、マークの管理のため、マーク添付商品の出荷数量等マークの使用状況等を記帳し、蚕糸会より要請があった場合は使用状況を報告しなければならない。

(2) 生糸についてマークの使用を許諾された製糸会社は、(1)のほか販売先の企業名又は個人名及び業種、用途、製品種別、数量、販売価格等の実績報告を提出するものとする。また、取引業者に対して当該生糸を用いて製造された絹製品にマークを直接添付しないことなど使用上の注意事項(別紙)を徹底するものとする。

(3) マークの使用を許諾された者は、マークに類似しているデザインを使用している物件を発見したときは、直ちに蚕糸会に通報するものとする。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成20年3月28日付け19絹業発第135号は廃止する。

附 則

この改正は、令和8年2月26日から施行する。